

北谷町栄口区自治会会則

第1章 総則

(名称及び事務所の所在地)

第1条 この自治会は、北谷町栄口区自治会(以下「自治会」という。)と称し、事務所を栄口区公民館内に置く。

(目的)

第2条 自治会は、相互扶助の精神を基本として学習文化等の活動を通して自己啓発を図り、会員相互の親睦の推進、生活環境の整備及び美化運動を促進し、住みよい地域社会の建設に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 自治会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦を図るための諸行事の開催に関する事。
- (2) 会員の福祉ボランティア活動の推進に関する事。
- (3) 会員の生涯学習の推進に関する事。
- (4) 生活環境の整備美化に関する事。
- (5) 防犯及び災害対策に関する事。
- (6) その他必要な事業に関する事。

第2章 会員及び班編成

(会員及び班編成)

第4条 自治会の会員は、栄口区の区域内の全世帯でもって組織する。
2 自治会は、活動を円滑に行うため適正規模とする班を編成する。

(会員の資格)

第5条 会員の資格は、栄口区の区域内に転入すると同時に自治会の会員の資格を取得し、転出と同時に会員の資格を喪失する。

第3章 会員の権利及び義務

(会員の権利)

第6条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 自治会の諸施設の使用及び諸事業への参加
- (2) 自治会長の選挙権及び被選挙権の行使
- (3) 自治会の運営について意見の具申
- (4) 会計の諸帳簿の閲覧

(会員の義務)

第7条 会員は、次の義務を負うものとする。

- (1) 会則を遵守すること。
- (2) 機関の決定事項を遵守すること。
- (3) 自治会会費を納入すること。

第4章 議決機関及び活動機関

(機関)

第8条 自治会に次の議決機関及び活動機関を置く。

- 2 議決機関
 - (1) 総会
 - (2) 区政委員会
- 3 活動機関
 - (1) 班長会議
 - (2) 班会議
 - (3) 専門部会

第5章 総会

(総会)

第9条 総会は、自治会の最高の議決機関であり、代議員をもって構成する。

- 2 代議員は、5世帯当たり1名の割合をもって選出する。

(総会の招集等)

第10条 総会は定期総会と臨時総会とし、自治会長が招集する。

- 2 定期総会は、毎年4月に開催する。
- 3 臨時総会は、次の場合に招集しなければならない。
 - (1) 自治会長が必要と認めたとき。
 - (2) 総会構成代議員数の3分の1以上の者の連署で要求があるとき。

(総会の議決事項)

第11条 総会は、次の事項を審議し議決する。

- (1) 自治会長の選挙又は罷免に関する事。
- (2) 会則の制定又は改廃に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 事業計画に関する事。
- (5) その他重要な事項

(開催の手続き)

第12条 総会の開催期日及び審議事項は、開催の3日前までに文書をもって会員に通知しなければならない。

(総会役員の選出)

第 13 条 総会の役員は、次のとおりとし出席代議員の中から選出する。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 議 長 | 2 名 |
| (2) 総会書記 | 2 名 |
| (3) 議事録署名人 | 2 名 |
| (4) 資格審査員 | 2 名 |

(総会の成立及び議決)

第 14 条 総会は、代議員数の 2 分の 1 以上の出席(委任状を含む)でもって成立し、議事の表決については、出席代議員の過半数でもって決する。可否同数のときは、議長が決める。

第6章 区政委員会

(区政委員会の構成及び審議事項)

第 15 条 区政委員会は、第 22 条に規定する役員(監査委員、班長及び相談役を除く。)でもって構成し、次の事項を審議し議決する。

- (1) 総会において決定した事項の実施
- (2) 総会に提出する議案の作成
- (3) 諸規程の制定及び改廃
- (4) 緊急事項の処理
- (5) その他の自治会の運営及び活動に関する事項

(区政委員会の招集及び手続き)

第 16 条 区政委員会は、必要に応じて自治会長が招集する。ただし、区政委員の 2 分の 1 以上の要求があるときは、速やかにこれを召集しなければならない。

- 2 区政委員会に区政委員長及び副委員長を置き、その選出は区政委員のなかから互選し、区政委員会議の議長は、区政委員長が充たる。
- 3 区政委員会の招集期日及び審議事項は、開催日の 3 日前までに文書でもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

(区政委員会の成立及び議決)

第 17 条 区政委員会の成立及び議決については、区政委員の 2 分の 1 以上の出席(委任状を含む。)でもって成立し、議事の表決は出席区政委員の過半数でもって決する。

(専門部の設置)

第 18 条 区政委員会のもとに、活動機関として専門部を設置する。

- 2 専門部の運営に必要な事項は、別に定める。

第7章 班長会

(班長会の構成及び協議事項)

第 19 条 班長会は、各班の班長でもって構成し、次の事項を協議する。

- (1) 自治会行事の実施に関する事項
- (2) 各班の情報交換に関する事項
- (3) その他班運営及び活動に関する事項

(班長会の招集及び協議事項)

第 20 条 班長会は、自治会長が招集する。

2 次の各号の一に該当する場合は班長会を招集しなければならない。

- (1) 自治会長が必要と認めたとき。
- (2) 班長の2分の1以上の要求があるとき。

3 班長会の運営は、自治会長が行うものとする。

第8章 班会議

(班会議の構成及び運営)

第 21 条 班会議は、各班の全世帯でもって構成し、次の事項を協議する。

- (1) 班長の選出に関する事項
- (2) 区政委員の選出に関する事項
- (3) その他班運営及び活動に関する事項

第9章 役員及び書記

(役員の定数)

第 22 条 自治会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|------|
| (1) 自治会長 | 1 名 |
| (2) 区政委員 | 32 名 |
| (3) 班長 | 22 名 |
| (4) 相談役 | 若干名 |
| (5) 監査委員 | 2 名 |

2 監査委員は、他の役員を兼務できない。

(役員の任務)

第 23 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 自治会長は、自治会を代表し、すべての会務を統轄するとともに、北谷町との事務委託契約を締結する。
- (2) 区政委員は区政委員会に参加し、会務を分担するとともに、自治会長に事故あるときは区政委員長がその代理をする。
- (3) 班長は班を代表し、班のすべての業務を処理するとともに自治会会費の徴収及び自治会長や町役場からの連絡事項等の伝達事務を担当する。
- (4) 監査委員は、会計業務の監査を担当する。

(役員を選出及び構成)

第24条 役員を選出及び構成は次のとおりとする。

- (1) 自治会長は、別に定める選挙規程に基づき選出する。
- (2) 区政委員の選出及び構成は、次のとおりとする。
 - イ 各班より選出された委員 2名
 - ロ 自治会内の婦人会長、青年会長、老人クラブ会長及び民生委員 1名
- (3) 班長は、各班で互選する。
- (4) 監査委員は、総会で選出する。

(役員任期)

第25条 役員任期は、次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 自治会長 4年
 - (2) 区政委員 1年
 - (3) 班長 3ヶ月以上
 - (4) 相談役 2年
 - (5) 監査委員 1年
- 2 役員に欠員が生じた場合は、速やかに補充する。ただし、補充された役員任期は、自治会長を除き前任者の残任期間とする。
 - 3 自治会長が任期途中で離任したとき、新たに選出された自治会長の任期は、4年とする。

(相談役)

第26条 相談役は、自治会に住所を有する町議会議員並びに区政委員会が推薦した者をもって充てる。

- 2 相談役は、自治会長の諮問に助言を与え、各会合に出席することができる。

(書記)

第27条 自治会の会務を処理するため、書記を置くことができる。

- 2 書記は、次の会務の処理をする。
 - (1) 自治会の記録及び会計業務
 - (2) その他自治会の運営に必要な事項
- 3 書記は区政委員会に諮り、自治会長が任免する。

(役員等の給与)

第28条 役員及び書記に給与を支給することができる。

- 2 役員及び書記の給与の支給方法は、別に定める。

第10章 会計

(自治会の収入)

第29条 自治会の収入は、自治会費、使用料、補助金、委託金、寄付金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(自治会会費)

第30条 自治会会費は、会員の世帯ごとに月額500円とする。ただし、次に掲げる世帯については、その徴収を減免することができる。

- (1) 生活保護世帯
 - (2) 老齢世帯
 - (3) その他特別な事情があると認められる世帯
- 2 自治会会費の減免を行う場合は、自治会長が相談役に諮って決定する。
- 3 自治会は、総会の議決を経て臨時自治会会費を徴収することができる。

(会計年度)

第31条 自治会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第32条 自治会の予算及び決算は、総会の議決及び承認を経なければならぬ。

(助成金)

第33条 自治会の会員で組織する団体に助成金を交付することができる。

(会計報告)

第34条 自治会長は、毎会計年度終了後、期間を設けて会計監査の監査証明書を添付して会員の閲覧に供しなければならない。

第11章 補則

(運営上の規程等)

第35条 自治会の運営に必要な事項は、別に定める事ができる。

附則

この会則は、昭和56年3月7日から施行する。

附則

この会則は、平成2年4月27日から施行する。

附則

この会則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附則

この会則は、平成8年7月1日から施行する。